

三 横 航 第 75 号
令和 7 年 4 月 30 日

関係各位

京 浜 港 長



係留施設使用届の適切な事務の委任について

特定港の係留施設の管理者は、港則法第 5 条第 5 項の規定により、当該係留施設を船舶の係留の用に供するときは、あらかじめ港長に「係留施設使用届」を届出ることとされていますが、別添「代理人による係留施設使用届の提出について（平成 22 年 4 月 14 日）」により、係留施設管理者からの的確な委任に基づき行われる代理人からの当該届出にあつては、これを認めることとしています。

今般、当該届出について確認したところ、係留施設管理者からの的確な委任が行われていない代理人からの届出が認められました。

つきましては、代理人による届出を行う係留施設の管理者は、事務の委任についての届出状況を確認いただき、必要に応じ、別紙「係留施設使用届の事務の委任について」を参考に所要の手続きをお願いいたします。

なお、当該係留施設が京浜港横浜区にある場合は横浜海上保安部航行安全課へ、京浜港川崎区にある場合は、川崎海上保安署へ届出るようお願いいたします。

令和 7 年度分の事務の委任について、既に届出ている係留施設の管理者におかれましては、ご放念くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

(京浜港横浜区)

横浜海上保安部航行安全課第二海務係

電 話 045-201-1671

メール jcg-3yokohama-koko2@gxb.mlit.go.jp

(京浜港川崎区)

川崎海上保安署

電 話 044-266-0118

メール jcg3-kawasaki-7a9p@ki.mlit.go.jp

令和〇年〇月〇日

京浜港長 あて

〇〇株式会社〇〇〇〇役
〇〇 〇〇

係留施設使用届の事務の委任について

港則法第5条第5項に基づく届出の事務を下記のとおり委任しますので、届出ます。

なお、当該係留施設の管理、運用の責務は当社にありますので、代理人からの届出事項に疑義がある場合には、当社あてご連絡願います。

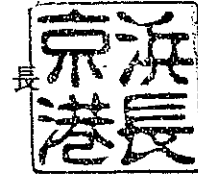
記

- 1 係留施設の概要（名称、公称能力、最大船型、水深など）
- 2 届出を委任する代理人
- 3 委任期間（原則、1年間を限度としてください）
- 4 当社窓口
- 5 その他参考事項

平成22年4月14日

関係各位

京 浜 港



代理人による係留施設使用届の提出について

京浜港等特定港においては、係留施設の管理者は、港則法第5条第5項の規定により、あらかじめ港長に「係留施設使用届」を届出ることとされてきたところですが、今般、諸事情を検討した結果、係留施設管理者からの的確な委任に基づき行われる代理人からの届出にあつては、これを認めることとしました。

つきましては、代理人による届出を希望する係留施設の管理者は、別添書式により、港長あて委任の内容を通知願います。

なお、代理人による届出を行う場合であっても、係留施設の管理、運用及び届出にかかる法的責務は、当該係留設管理者が負うものであることは従来と変わりませんので、留意願います。

参考

港則法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届出なければならない。

※1 届出対象船舶：総トン数500トン以上の船舶（関門港若松区を除く）

※2 届出事項

- ア けい留の用に供する係留施設の名称
- イ 係留の用に供する時期又は期間
- ウ 係留する船舶の国籍、船種、用途、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
- エ 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

別 添

京浜港長 殿

〇〇株式会社〇〇〇〇役
〇〇〇〇 印

係留施設使用届の事務の委任について

港則法第5条第5項に基づく届出の事務を下記のとおり委任しますので届出ます。

なお、当該係留施設の管理、運用等の責務は当社にありますので、代理人からの届出事項に疑義がある場合には、当社あてご連絡願います。

記

- 1 係留施設の概要（名称、公称能力、最大船型、水深など）
- 2 届出を委任する代理人の名称、所在地、連絡先
- 3 委任期間
- 4 当社窓口（担当者名及び連絡先）
- 5 その他参考事項